

第2章

計画の基本理念・環境像

1 総合計画と本計画の考え方

2 3つの基本理念

3 5つの環境像

1 総合計画と本計画の考え方

本計画の上位計画である「第七次前橋市総合計画 基本構想」（以下「総合計画」と言います。）では、「水と緑にあふれる豊かな自然環境をはじめとするまちの誇りや可能性を受け継ぎ、磨き育て、新たな価値を生み出しながら、将来を担う子や孫たちの世代に未来への^{たすき}檣として繋いでいく」ことをまちづくりの基本理念とし、将来都市像『新しい価値の創造都市・前橋』の実現を目指しています。

総合計画では、これからの中づくりを進めるキーワードを「地域経営」とし、市民、企業・団体、行政それが「他人ごと」ではなく「自分ごと」として地域課題を捉え、自主的・自律的に、また連携して課題解決に取り組むこととしています。

そして、各主体の連携に向けて「認め合い、支え合う」、「つながり、創造する」、「未来への責任を持つ」という行動指針を定めています。

本計画は、将来都市像「新しい価値の創造都市・前橋」の実現を環境面から推進とともに、前橋市環境基本条例に定める「3つの基本理念」に基づき「5つの環境像」の実現を目指しています。各種施策の検討、実施に当たっては総合計画の趣旨を踏まえ、市民、事業者、市が連携して取り組んでいくこととします。

2 3つの基本理念

2.1 3つの基本理念

良好な環境の確保と承継



良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とする環境を確保するとともに、環境の恵みが将来の世代に引き継がれるように適切に行わなければならない

循環型社会構築



良好な環境の保全及び創造は、人と自然が共生することができ、かつ環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市・市民・事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない

地球環境保全の推進



地球環境保全は、市・市民・事業者のすべてが自らの課題であることを認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、相互に協力し、連携して推進されなければならない

3 5つの環境像

前橋市環境基本条例第9条の「5つの基本方針」を環境基本計画では「5つの環境像」として位置づけています。環境像とは、目指すべき将来の「まち」の姿であり、その実現のために様々な施策を総合的・計画的に推進していくことが必要となります。

このため、本計画では環境の現状や課題、施策展開など、基本的に「5つの環境像」に沿って述べていきます。

2.2 5つの環境像

環境汚染 の防止

典型7公害を含めた都市型公害の改善が進み、新たな環境汚染の発生が未然に防止されるまち

生態系の 保護

多様な生態系が維持され、市民に潤いと安らぎを与える自然環境が守られ、はぐくまれるまち

快適環境 の創造

水や緑、歴史等の環境資源が有効に活用され、快適な環境が創出されるまち

地球環境 の保全

地球規模の考え方を持ち、低負荷・循環型都市の形成に向けた取組が市内各所で行われるまち

環境保全 活動の 活性化

市民、事業者が主体的に環境保全活動に参加するまち

前橋市環境都市宣言

私たちのまち前橋は、雄大な赤城山を背景に利根川、広瀬川などの美しい流れと緑豊かな自然に恵まれています。

この環境を楽しみ、守り、育て、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに与えられた権利であり、責任でもあります。

私たちは、恵み豊かな環境を守り、より良い環境を築き、人と自然が共生する環境・文化都市を創造するため、次のことを宣言します。

- 一 環境を汚すことのない、まちづくりを進めます。
- 一 動物や植物と身近にふれあえるよう、地域の自然を守ります。
- 一 美しい川の流れや木々の緑などをいかして、住みよいまちをつくります。
- 一 地球にやさしい環境づくりを、私たちの家庭・地域から始めます。
- 一 みんなで良い環境を守り、つくる活動に参加します。

平成十六年七月二十九日

前橋市環境都市宣言について

本市では平成 12 年 3 月に、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的発展可能な社会の構築を目指して、環境基本条例を制定しました。

また、平成 16 年 7 月 29 日には、環境基本条例の精神や基本方針、並びに環境基本計画の「5つの環境像」をコンセプトとして、本市の環境政策全般に関心をもっていただくために、環境都市宣言を行いました。

この宣言は、昭和 58 年の「市民憲章」、平成元年の「平和都市宣言」「水と緑の健康都市宣言」に続き、前橋市として 4 つ目の宣言です。